

5 輸国第 1826 号  
令和 5 年 8 月 2 日

〔 北海道農政事務所長  
各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

農林水産省輸出・国際局長

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、一部の国又は地域に輸出される食品・飼料等については、放射性物質検査証明書を求められるなどの規制措置がとられているため、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 ZZ-02「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」及び別紙 ZZ-S1「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、欧州連合が令和 5 年 8 月 3 日より当該規制措置を撤廃することを受けて、手続規程の別表 2 及び各別紙について、下記のとおり所要の改正を行い、令和 5 年 8 月 3 日より施行することとしましたので、御了知の上、管内の都道府県知事への通知をお願いします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

#### 記

- 1 別表 2 について、以下のとおり改正。
  - ・ 欧州連合の輸出証明書の発行（法第 15 条第 2 項）から「食品等（ZZ-S1）（農）」を削除。
- 2 別紙 ZZ-02 及び ZZ-S1 について、以下のとおり改正。
  - （1）EU 等（欧州連合及び北アイルランドをいう。）及び EFTA（ノルウェー、アイスランド、スイス及びリヒテンシュタインをいう。）に係る記載を削除
  - （2）その他所要の改正